

# 客家基本法からみるエスニシティ概念の変化 —— 象徴的エスニシティの積極的承認 ——

田上 智宣

## 1. はじめに

近年の台湾では、多文化主義が声高に唱えられ、住民の文化的多様性が積極的に評価されるようになってきている。1990年代以降、台湾は4つの文化集団（原住民族、<sup>ホーロコ</sup>福佬人、<sup>ハツカ</sup>客家人、外省人）から構成される社会であるという認識が広まり、それら文化集団を指す概念として“ethnic group”の訳語である「族群」という用語が定着した<sup>(1)</sup>。そして現在では、中央、地方政府ともに文化的多様性を維持するための様々な政策を実施している。2008年に行政院客家委員会が実施した全国客家人口基礎資料調査研究（以下、全国客家人口調査）によると、原住民族：1.9%、福佬人：69.2%、客家人13.5%、外省人：9.3%、その他：6.1%となっている<sup>(2)</sup>。台湾住民の大多数（福佬人、客家人、外省人）は漢人であり、このうち原住民族は文化的に、また社会経済的にも弱い立場に置かれている。一方客家人は原住民族とは異なり、社会経済的マイノリティではなく、文化的側面においてのみマイノリティとして位置付けられる。

2010年1月6日、立法院において客家基本法が制定された。これはそれまで個別的政策として行われてきた客家文化保護を目的とする政策に対し、法的な裏付けを与えるものである。同様の法律は、既に原住民族に関し2005年に原住民族基本法が制定されており、客家基本法はそれに続く2例目の族群関係の法令となる。客家基本法では客家人に関わる一連の用語について、次のような文言で定義している。

第2条 本法の用語は以下の通り定義する。

- 一、客家人：客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す。
- 二、客家族群：客家人から成る集団を指す。
- 三、客家語：台湾で通用している四県、海陸、大埔、饒平、詔安等の客家語、及び各地区に独立して保存されている習慣的用語や、現代的語彙を加えたために現れた各種の客家語を指す。
- 四、客家人口：行政院客家委員会が客家人とするところの者の人口調査統計結果を指す。
- 五、客家事務：客家族群と関係する公共事務を指す。

一般的には、客家はその言語（客家語）によって周囲の他の集団と区別される。言語以外にも、住居や衣服、食習慣、祭りなどが客家の文化として提示されることはあるが、客家人と呼ばれている人々全体に共通する何らかの文化的特徴を見出すことは難しい。また、北方から移住してきたという伝承が挙げられることも多いが、これは華南地域の他の漢族集団にもみられるものであり、客家に特有というものではない上、華南地域における周囲の民族集団との接触による混血などの要因は考慮されていない。いずれにしろ、これらの指標のみによって他の集団と弁別することは不可能であり、基本的に客家は言語集団として存在しているといっているであろう。もちろん、微視的に観察すれば集団としての客家と客家語母語話者は完全に一致するわけではない。それでも通常は客家語の言語人口をもって客家の人口としている場合が多い<sup>③</sup>。

それに対し客家基本法が特徴的なのは、客家人の定義において客家語を判断基準としていない点である。これは、近年台湾においては客家語の流失が進み、若年層に継承されないという問題が深刻になっていることと関係しているだろう。確かにそのような状況下では、客家語能力の有無は客家人かどうか識別する指標とはなりにくくなる。

このような時代において、エスニシティとはどのような意味を持つのだろうか。本稿では、現代台湾の客家エスニシティに関する認識が象徴的エスニシティ (symbolic ethnicity) に近付きつつあること、またそれを客家エスニシティの一部として積極的に承認しようとする流れにあることを示す。

象徴的エスニシティとは、アメリカ人の白人のエスニシティに関する説明において使われるようになった用語である。もともと多様な移民から構成されていたアメリカにおけるエスニシティ研究は、同化主義理論に拠って進められてきた。移民が同化へと至る直線的なプロセスを描く同化主義理論に対し、世代間の違いに着目してエスニシティの説明を試みたのが、M. ハンセンである。ハンセンは、世代が進みホスト社会に同化していくにつれて、移民の文化は一方向的に消失するのではなく、移民第3世代においてそれはむしろ復興すると主張する。移民第2世代が、アメリカの主流社会に溶け込むために両親の文化を拒絶しがちなのに対し、アメリカ生まれの両親を持ちアメリカ人としてのアイデンティティに疑いのない第3世代では、第1世代の文化を再確認しようとする<sup>④</sup>と述べる。

1960年代以降、同化主義理論に対して、アメリカ社会への適応の過程においてその言語や文化を喪失または変容させつつもエスニシティを維持している集団の存在が注目されるようになる。N. グレイザーとD. モイニハン、ニューヨークに居住する黒人・プエルトリコ系・ユダヤ系・イタリア系・アイルランド系の住民を例として、アメリカ国民として統合されながらも完全に同化されずに存在するエスニック集団の姿を示した。しかし一方で、例えばドイツ系はその人口上の比率の大きさにも拘わらず、政治生活において、またエスニック上の利害構造においてもはや存在せず、1集団としてのドイツ系は消滅し「同化され」たとする<sup>⑤</sup>。

それに対し、政治的もしくはエスニックな利害関係において1集団としては必ずしも意味を持たなくなり、同化されたようにみえるエスニック集団のエスニシティに着目し、これを象徴的エスニシティという言葉で表したのがH. ガンズである。これは、ハンセンの述べた移民第3世代にとってのエスニシティとも重なる。ガンズによれば、移民第3世代はエスニックな文化や組織には(宗教的にも非宗教的にも)ますます興味を持たなくなるが、その代わりにエスニック・アイデンティティの維持により大きな関心を持つようになる、という。人々の生活にとってエスニシティは道具的機能というより表現的なものになり、それはしばしば象徴の使用を含んだものであるとする。象徴的エスニシティとは、移民世代や祖国の文化に対するノスタルジックな忠誠であり、それは日々の行動には組み込まれることなく感じられる伝統への愛や誇りである<sup>6)</sup>。社会移動と通婚の一般化によって、多くのアメリカ人にとってエスニシティはますます周辺化されているが、彼らはエスニック・アイデンティティを完全に捨て去ったわけではなく、エスニックな遺産の中からいくつかの象徴的要素を選んで採り入れるのである。エスニック集団への象徴的な同一化は、エスニックな「スパイス」を含んだ個人的なアイデンティティを構築させることはできるが、それはエスニシティの個人化を代表するものであり、実質的にそれはエスニックな出自への認知に対するしるし以上のものではほとんどない、ということがしばしばである<sup>7)</sup>。

本稿では、客家基本法の立法過程において議論となった客家人の定義の問題を中心として、現代台湾において客家エスニシティがどのように認識されているのかという点を考察する。具体的には、象徴的エスニシティという視点を手掛かりとして、このようなエスニシティをも客家エスニシティの一部として積極的に承認しつつあることを示し、その上でこのことがどのような問題を孕んでいるのかを論じる。

## 2. 客家運動と客家文化政策の回顧

客家基本法は、客家文化の保護・発展を目的とした政策に法的根拠を与え、より一層これを推進していくために作られたものである。ここではまず、客家文化政策がどのようにして行われるようになり、またこれまで具体的にどのような政策が実施されてきたのかを紹介する。

台湾では1980年代初頭から市民社会や市民団体をめぐる環境は劇的に変化し、地方のイニシアティブと資源に基づいて、活動的で自律的な市民団体を多く設立することが可能となった。この時期に設立された社会運動団体は、台湾の民主的移行を促し、国家と市民社会との力関係を変形させた<sup>8)</sup>。このような社会運動は、環境運動や原住民族運動、農民運動、労働者運動、女性運動などテーマは多岐にわたり、それぞれの集団が自分達の権利を主張するようになっていた。台湾の客家人が文化的権利を主張した所謂客家運動が起こったのもこのような時代においてである。中でも、エスニシティの問題をテーマとしてい

たのが原住民族運動と客家運動であり、これらは族群運動と称される。

客家運動において特に大きなテーマとなったのが言語の問題である。台湾土着言語（福佬語、客家語、原住民諸語）は戦後の「国語」推進運動の下、一貫して低い地位しか与えられてこなかった。これらの言語は教育現場においては「方言」として使用が厳しく禁じられ、メディアにおいても規制の対象となっていたのである。「国語」推進運動の結果、北京語を「国語」として台湾全体に普及させることに成功した一方で、客家語など台湾土着言語が下の世代に継承されないという事態を引き起こしていた。

初期の客家運動を主導したのは、1987年10月に創刊された雑誌『客家風雲』であった。これは客家人の読者向けに客家人の視点で記事を書いた初めての雑誌であったのに加え、雑誌発行以外にも客家をテーマとした座談会やアンケート調査、学術研究討論会、夏期セミナーなどの活動も行った。1988年には客家風雲雑誌社のメンバーが中心となって客家權益促進会が設立された。この団体の呼びかけで同年12月28日に台北でデモ行進が行われ、6～7000人もの人が台湾各地から集まり「還我母語」（母語を還せ）を合言葉に「客家語テレビ番組の全面開放、ラジオ・テレビ法第20条の方言制限条項の保障条項への改正、多元的・開放的な言語政策の確立」を訴えた<sup>9)</sup>。

このような客家人自身によるアイデンティティの承認と文化の保護を求めた運動を受け、現在では客家文化の保護・発展を目的とした様々な政策が行われるようになっていく。客家文化政策を担当する行政機関として、中央においては2001年6月に行政院客家委員会が設立されたのをはじめ、いくつかの地方政府においても専門の部署を設けるなどして客家文化政策に関連する行政を行っている。以下、近年行われている客家文化政策の概要を簡単に紹介しておく。

まず、客家運動開始当時からの最も大きなテーマであった言語に関する政策である。台湾では、かつて「国語」普及を目的として行われていた一元的言語政策を転換し、学校教育において台湾土着言語を教える母語教育の試みが始まっている。母語教育は、主として1989年末の地方首長選挙で民進党が政権をとった地方政府によって導入された。1996年度から実施された小学校教育の新カリキュラムでは正式な教育課程に「郷土教学活動」の時間が設けられ、この中に母語教育の内容も盛り込まれた。2001年度からは9年一貫教育課程が実施されることになり、それによって小学校では必修科目として毎週1時間、中学校でも選択科目として郷土言語教育すなわち母語教育が採り入れられた。また、このほかにも2003年7月には客家語専門のテレビ・チャンネルである客家電視台が開局し、2005年からは行政院客家委員会が客家語認証試験を行うようになっている。

次に学術研究の促進である。1999年に国立中央大学に客家研究センターが設立されたのを皮切りに、台湾各地の大学に類似の研究センターや大学院が設立され、その数は1999年から2006年の間に19か所に上っている<sup>10)</sup>。そして、特に行政院客家委員会は研究助成や、シンポジウム主催、優秀論文の表彰など様々な形で客家学術研究に対する支援を行っ

ている。

また、客家文化の振興にも力を入れている。客家に関するテーマパークや博物館を数箇所建設し客家文化を紹介しているほか、伝統建築の保存活動、祭りや年中行事に関する活動を行っている。代表的なものでは「客庄 12 大節慶」(客家村 12 大祭り)が挙げられる。これは桐花祭(4月)、義民文化祭(8月)、六堆カーニバル(10月)など、台湾各地の客家村で行われる祭りを月ごとに選んで、それに対し補助を出すとともに、客家の代表的な祭りとして大々的に宣伝するものである。

### 3. 客家基本法の立法過程

1990年代以降の台湾では、重要な選挙が実施される時には必ず、各候補者や政党が客家文化政策を提示し、客家文化を重視しているということを表明するようになってきている。現在総統の職に就いている馬英九も、2008年に行われた総統選挙に際して、客家文化政策を公約の1項目として発表している。そこで示された具体的な政策としては、(1)客家事務予算を4年間で倍増させる、(2)「客家文化重点発展区」の設置、(3)「公共事務言語法」制度の創設、(4)「客家伝承師」制度の創設、(5)客家文化の創作価値の向上、(6)客家特色産業発展基金の設立、(7)県市政府は客家事務統合制度を確立する、(8)全国レベルの客家ラジオ局の設立、(9)台湾を世界の客家文化や客家産業における交流の中心にする、というものであった<sup>(11)</sup>。客家基本法の制定という公約こそ登場していないものの、ここで挙げられた個別のいくつかの政策は客家基本法の内容に反映されている。

客家基本法の草案は2009年10月30日に行政院から立法院に送られ審議に入った。また行政院案とは別に、立法委員4人によって作成された草案も提出され、同時に審議が行われた。この提案人は管碧玲(民進党)、邱議瑩(民進党)、侯彩鳳(国民党)、柯建銘(民進党)の4人であり、このほかに22人の立法委員が連署人として名を連ねている。議員案の提案人及び連署人は、民進党籍の委員がやや多いものの国民党籍の委員も少なからず含まれている。

実際に成立したものは基本的には行政院の草案をベースにしたものになっているが、議員案の主張も取り入れられるなど若干の変更も加えられている。ここでは特に行政院案と議員案の違いに留意しながらその立法過程についてみていきたい。

立法院内政委員会での審議は2009年、12月28日に両案が同時に審議された。以下、簡単に審議の過程を紹介する。まず始めに、客家委員会主任委員の黄玉振から立法に際する趣旨説明が行われたが、それは次のような内容であった。台湾において客家族群は文化的に抑圧されアイデンティティの危機に直面していたため、言語や文化の流失への危機感の下、2001年6月に行政院客家委員会が設立され、言語の復興や文化の振興、客家産業の発展などの客家事務や関連する行政を8年余り実施し、相当の成果をあげてきた。しかしな

が法的効力を欠いていたことから、それらの項目を十分に推し進めることはできなかった。客家事務工作の推進が行き詰まっていることに鑑みると、「客家事務の法制化」を着実なものにするには、客家事務の法的基礎を与え、客家言語文化を伝承・発揚することによってのみ、これが長く続くものとなる。以上のような職責と使命から客家基本法（草案）を起草した。起草の準備に当たっては、専門家による検討会のほか、北・中・南・東部での座談会、客家籍及び客家に関心のある立法委員との意見交換、法律関係の専門家を招いてのシンポジウム等を実施した<sup>(12)</sup>。

最終的に公布された客家基本法は全 15 条からなる。ここでは鍾国允<sup>しょうこくいん</sup>の整理を参考に、この法律の内容を以下のように分類した上で簡単に紹介しておく<sup>(13)</sup>。

(1) 用語の定義 (第 2 条)

「はじめに」を参照。

(2) 政策実施主体 (第 3 条, 第 4 条)

行政院がこの法律に関連した事務について、必要に応じ大臣会議を開けること、政府が全国客家会議を定期的に開催することが規定された。

(3) 地域発展計画と客家文化重点発展区 (第 5 条, 第 6 条)

第 5 条では、地域発展計画においては、客家族群の権益と発展を考慮しなければならないとされた。また第 6 条では、客家人口が 3 分の 1 以上の郷 (鎮, 市, 区) を客家文化重点発展区とし、客家の言語や文化の伝承と発揚につとめること、具体的には当該地区において客家語を公共事務言語として、公務員や教師の客家語能力向上を奨励することなどが定められた。

(4) 国家公務員試験での客家事務関連類科 (第 7 条)

国家公務員試験に客家事務関連類科を追加することが規定された。これを受け実際に 2010 年度の国家公務員試験から「客家事務行政類科」が新たに加わった。

(5) 客家語に関する規定 (第 8 条, 第 9 条, 第 10 条)

第 8 条は、客家語認証の実施や客家語データベースの構築によって、客家の復興や研究発展、人材育成を促すということを定めている。第 9 条では、公共サービスにおいて客家語バリアフリー環境を実現させることが定められ、第 10 条では、政府は学校や家庭、コミュニティにおける客家語学習環境を発展させ、客家語を推進させなければならない、とする。これは既に始められている「客家語伝承師」制度を着実なものにする規定である。

(6) メディア・アクセス権保障 (第 12 条)

全国ネットの客家専門ラジオ局やテレビ・チャンネルを設立すること、そして客家言語文化番組に関連する事業への補助などが定められた。

(7) 客家学術研究と世界客家文化交流／研究の推進 (第 11 条, 第 13 条)

第11条では、政府が客家学術研究を奨励し、大学に関連する学部や大学院を設置する、第13条では台湾を全世界の客家文化に関する交流や研究の中心にする、とした。

(8) 全国客家の日 (第15条)

全国客家の日を定め、客家族群の台湾多元文化への貢献を顕彰するとした。

行政院案と議員案の内容は、その大部分は共通していた。両者の主要な相違点は3点あった。第1に、審議において最も大きな問題となった、誰を客家人とみなすかという定義に関する部分であった。その部分に関しては次節で検討するので、ここではそれ以外の2つの相違を紹介する。客家人が多く居住する地域における公共事務や文化振興に関し、「客家人口が3分の1以上である郷(鎮、市、区)を客家文化重点発展区とし、客家言語を強化し、文化と文化産業を伝承・発揚する」(行政院案第6条、議員案第7条)と規定しているのは両案に共通しているが、議員案にはこれに加え、「客家人口が10%以上の直轄市、県(市)政府は客家事務専門担当部署を設けなければならない。その他の県(市)政府は実際の需要をみて、客家事務専門担当部署もしくは専門担当者を置き、客家事務を執り行うことができる」(議員案第6条)という規定も入っている。これは、客家人集住地区であっても県や市レベルの行政区単位では大きな割合を占めない場合などに配慮したものである。しかし、この提案は「中央と地方の権限区分に干渉し、論争を引き起こすのを防ぐため」という理由で採用されなかった。一方で、議員案の主張が採用された部分もある。また、第15条の「全国客家の日」に関する規定は、もともと行政院案には入っていなかったが、議員案における条文が採り入れられる形で審議を通過した。これ以外の条文では、若干の文言の差異はあるものの、ほとんどは行政院案と同じ内容の条文となっている<sup>(14)</sup>。

#### 4. 客家人の定義をめぐる議論

##### ① 客家エスニシティの認定条件

第2条では、この法律における用語(客家人、客家族群、客家語、客家人口、客家事務)の定義を示している。特にここで取り上げるのは客家人の定義に関する部分である。上でも触れたように、公布された条文では「客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」とあるが、草案の段階では行政院案、議員案とも異なる定義を用いていた。行政院案では、客家人を「客家の血縁または客家の淵源を持ち、もしくは客家語や客家文化を熟知しており、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」としている。一方の議員案では、「客家の血縁を持ち、並びに客家語を熟知しており、尚且つ自らを客家人であると認識する者を指す」と定義する。

客家人と非客家人の境界をどのような条件で設定するかという問題に関し、<sup>しせいほう</sup>施正峰は主観的アイデンティティ・血縁・言語の3つの要素によって分類する<sup>(15)</sup>。ここでは施正峰の

分類を利用して、次のように図式化する。

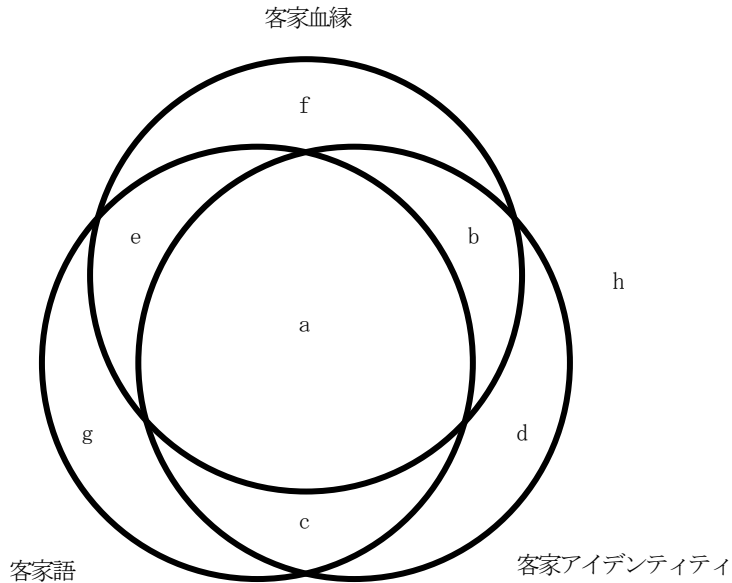


図 客家人の定義に関する概念図

- a : 客家人と自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せる人。
- b : 客家人と自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せない人。
- c : 客家人と自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せる人。
- d : 客家人と自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せない人。
- e : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せる人。
- f : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を持つと認め、客家語が話せない人。
- g : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せる人。
- h : 客家人ではないと自認し、客家の血縁を否定し、客家語が話せない人。

出所：施正鋒（2004）を一部修正。

もちろんこの概念図は単純化したものであり、注意が必要な部分も存在することは先に述べておく必要があるだろう。まず、「客家人と自認するか」「客家の血縁を持つと認めるか」「客家語が話せるか」という設問は、必ずしもYESかNOかはっきり答えられる類のものではない。例えば客家語能力についていえば、客家語の流失が進行しつつある台湾にお



いては「客家語が話せる」場合でもその運用能力は個人によって大きな開きがあるし、血縁に関しては、先祖に関する記録や記憶が既に曖昧になっている事例はすくなくない。自己認識にしても、両親とも客家人の場合と、祖父母うち1人が客家人という場合では、客家人としてのアイデンティティの強さに違いがあるのは当然であろう。客家委員会による人口調査でも、客家語能力の有無が客家人としてのアイデンティティの強弱と密接に関係していることを明らかにしている。このように、それぞれの境界は必ずしも明確な形で存在している訳ではない。

またカテゴリーによっては空集合やそれに近い集合になることもあり得る。例えば、客家の血縁を否定し、客家語も話せないが、客家人であると自認する {d} の存在は、常識的にはあまり考えにくい。

伝統的な社会を維持していた時代には、3つの円は大部分が重なり合っていたと考えられる。つまり、現在のような母語の流失がみられない状況においては、客家の血縁やアイデンティティを持っているにも拘わらず客家語が話せないという人は、言語的に福佬人に同化して久しい福佬客と呼ばれる人々を除いてはほとんど存在していなかった<sup>(6)</sup>。しかし、近年になって客家語が若者に継承されないという状況が出てくると、3つの円の不一致が大きくなっていく。特に「客家語」の円は縮小していき、「客家血縁」や「客家アイデンティティ」の円には含まれるが「客家語」の円には含まれない集合（上図でいうと {b} にあたる部分）が拡大していくのである。

この概念図に従って、行政院案と議員案を比較してみよう。議員案の定義する範囲は非常に明瞭である。すなわち主観的アイデンティティ・血縁・言語の3条件を全て満たす者であり、上の分類では {a} にあたる部分である。一方の行政院案は、血縁もしくは言語（文化）のいずれかを満たした上で主観的アイデンティティを満たす者であるから、{a, b, c} に相当する。上述したように、{d} が実際にはほとんど存在し得ないことを考えると、実質的には客家人と自認する者は全て客家人とみなすとしていることに等しい。

客家委員会が2004年と2008年に実施した全国客家人口調査でも、客家人のエスニシティに関し、多角的な方法での認定を試みている。大枠としては、施正峰と同じくアイデンティティ、血縁、言語という3つの指標を用い、それぞれを細分化した定義を用いて統計をとっている。アイデンティティによる認定方法では、単一アイデンティティのみを選択させる方法と、複数アイデンティティを認める方法、両方のデータをとっている。血縁による認定方法では、「父母両方とも客家人」というものから「先祖の誰かが客家人」というものまで複数の基準を示した。そして、客家人としてのアイデンティティを有している、もしくは少しでも客家の血縁がある者を広義の客家人として統計をとっている。これは先の図でいうと {a, b, c, d, e, f} にあたる。

## ② 立法過程での議論

それでは、客家基本法の立法過程において客家人の定義に関しどのような議論が行われたのかみていきたい。議員案の提案者の1人である邱議瑩は、行政院案における客家人の定義に対し次のように述べる<sup>(17)</sup>。

私達はこのような自己認定は広すぎると考えます。過去に実施した客家人口基礎調査の資料によると、定義が広すぎる場合では、台湾の客家人口は最大で600万人近くになりますが、もし若干厳しく定義すると、それでも客家人口は310万人近くになり、その差は300万人近くになります。ですから客家人口の定義において、私達はもっと厳しい規定が必要だと考えるのです。

このように、邱議瑩はまず、行政院案の定義を採用すると客家文化政策の対象となる客家人の人口が多くなりすぎることを指摘する。上述した2008年全国客家人口調査によると、台湾の客家人口は、単一アイデンティティによる認定では310万8千人(13.5%)、複数アイデンティティによる認定では427万6千人(18.6%)、広義の認定(客家人のアイデンティティもしくは血縁)では587万7千人(25.6%)となっている<sup>(18)</sup>。行政院案の定義は、主観的アイデンティティを重視しているので、ここでいう広義の認定よりは複数アイデンティティによる認定に近いが、いずれにしてもどのように定義するかによって、客家人口は大きく異なってくるのである。

客家語の普及のためには緩やかな定義を採用するべきであり、客家語や客家文化を熟知しており客家人としてのアイデンティティを持っていれば客家人とみなしてよい、とする客家委員会主任・黄玉振の意見に対し、鄭金玲委員は、「ただ客家語や客家文化を熟知しているだけで、自らを客家人と認識すれば客家人であるならば、(中略)選挙が来ると毎回、選挙の利益のために、候補者は全員客家人に変わってしまう」と批判する。行政院案が重視しているアイデンティティの認定における恣意性の問題を指摘しているのである。

黄玉振主任は、客家人を広く定義することに関し2つの点を強調する。1つは、通婚が一般的な状況においては、緩やかに規定しなければ言語や文化の普及に不利であるから広い定義を採用するという点である。もう1点は、個人的権益を追求するのではないという点であり、これは原住民族基本法との違いでもある。この点に関し、黄玉振は次のように述べる。

基本的に、これ[客家人の定義—引用者注]は原住民の認定とは異なります。原住民は身分認定を採用しており、その身分は登記しなければなりません。私達は集団としての客家権益の保障と獲得に重点を置いているので、認定において自己アイデンティティが非常に重要です。

ここで、原住民族基本法についても触れておきたい。原住民族基本法、客家基本法ともに第1条においてその法律を制定する目的が示されている。原住民族基本法では「原住民族の基本的権利を保障し、原住民族の生存と発展を促進させ、共存共栄の族群関係を打ち立てるために、特に本法を制定する」、客家基本法では「憲法の保障する多元文化精神を確かなものにし、客家の言語と文化を伝承・発揚させ、客家村の文化産業を繁栄させ、客家事務を推進させ、客家族群の集団的権益を保証し、共存共栄の族群関係を打ち立てるために、特に本法を制定する」としており、当該族群の権利保障や文化的発展を目的として制定された法律であるという点において両者は共通する。

しかし、それぞれの法律において想定しているエスニシティの概念は大きく異なっている。それは第2条に示される用語の定義において明らかになる。原住民族基本法では次のように用語を定義している。

第2条 本法の用語は以下の通り定義する。

- 一、原住民族：台湾に既に存在し国家管轄内にある伝統的民族を指し、アミ族、タイヤル族、パイワン族、ブヌン族、プユマ族、ルカイ族、ツォウ族、サイシャット族、ヤミ族、サオ族、カヴァラン族、タロコ族及びその他の原住民族と自認し中央原住民族主管機関を通じ行政院に申請し認定された民族を指す。
- 二、原住民：原住民族の個人を指す。
- 三、原住民族地区：原住民が伝統的に居住し、原住民族の歴史的淵源と文化的特色を有し、中央原住民族主管機関を通じ行政院に申請し認定された地区を指す。
- 四、部落：原住民が原住民族地区の一定の区域内において、伝統的規範に依って共同生活することで結びつき成り立つグループであり、中央原住民族主管機関を通じ認定されたものを指す。
- 五、原住民族土地：原住民族伝統領域の土地及び既にある原住民保留地を指す。

客家基本法における「客家人—客家族群」の関係では、まず個人のエスニックな属性に対する基準が示され、集団としての客家族群はその基準を満たした個人の総体にすぎない。それに対し、原住民族基本法における「原住民—原住民族」の関係はこれとは全く逆であり、まず原住民族という集団が所与の存在として位置付けられ、その集団に属している個人を原住民としている。

更に詳しい原住民の認定については原住民身分法第2条で定められている。

本法のいう原住民は、山地原住民及び平地原住民を含み、その身分の認定は、本

法で別に定めがある場合を除いて、下のように定める。

- 一、山地原住民：台湾光復以前に原籍が山地行政区域内にあり、かつ戸口調査簿登記の本人または直系血族、尊属が原住民である者。
- 二、平地原住民：台湾光復以前に原籍が平地行政区域内にあり、かつ口調査簿登記の本人または直系血族、尊属が原住民であり、戸籍のある郷（鎮、市、区）役場に原住民として登記した者。

原住民の認定は血縁のみを指標としており、言語やアイデンティティは全く考慮されない。このように客観的で厳格な基準を採用する背景には、台湾の社会経済的弱者である原住民が、各種補助金や入学試験での加点などの優遇措置を受けられるという事情がある<sup>(49)</sup>。

客家人の定義を規定する条項に関する立法院での議論では、主観的アイデンティティを重視した行政院案に対し、文化政策の対象となる人口が課題になるという問題や、過度に主観主義的な認定では選挙の時だけ客家の身分を名乗る人が出てくる恐れがあるなどの問題が指摘された。それに反対する意見としては、原住民と違い個人的権益を求めるものではないので、広く定義してより多くの人を客家人と認定した方がよいと説明された。

結果的には、自己認識に加えて血縁も必須の要件となったが、言語能力はその要件からは外される形で妥協が成立した。先の図でいうと、行政院案 {a, b, c} と議員案 {a} を折衷し、「客家の血縁または客家の淵源を持ち、尚且つ自らを客家人であると認識する者」{a, b} という文言で公布されることになった。

## 5. 象徴的エスニシティの積極的承認

以上の議論を総括すると、さしあたり次のことがいえるであろう。まず客家エスニシティの認定においては、主観的条件がますます重視されつつあるということである。本稿で取り上げた客家基本法における客家人の定義には、その傾向が如実に表れていた。今回の客家基本法に限らず、エスニシティ認定の客観主義から主観主義へという流れは既にみられていた。客家委員会の行った全国客家人口調査では、当初から主観的意識により配慮した調査を行っていた。これは日本統治時代以来の人口統計におけるエスニシティの扱いとは大きく異なるものであった。日本統治時代の戸口調査では、祖籍という客観的指標によってどの集団に属するかを判断した。そして戦後の人口推計も、基本的には日本統治時代の戸口調査の結果を基に計算されたものであった。これに対し、行政院案で示された客家エスニシティの認定基準は、全国客家人口調査で採り入れられたものに近く、主観的アイデンティティをより重視する立場であった。

客観主義から主観主義へという傾向とともに、エスニシティの単数性から複数性の重視へという傾向も同時に現れていることがわかる。全国客家人口調査では既にエスニシティ

の複数性を十分に考慮した調査方法が採られていたが、客家基本法の立法過程においても個人が複数のエスニシティを有することを前提とし、その複数性を奨励する方向での議論がみられた。

客家運動以来の重要な課題である客家語の復興に向けた政策は、客家基本法の制定によってより積極的に進められることが期待されているが、それと同時に客家語を解さない客家人をも客家文化政策の範疇に含めることがはっきりと示された。客家村から遠く離れた都市部で育った若者達が、客家エスニシティを維持あるいは獲得していくならば、それは象徴的エスニシティに近いものとならざるを得ないだろう。更にいうと、客家村で育っていても若年層における母語の流失は深刻な状況であることを考えると、都市部に限らず台湾全体において客家人のエスニシティが象徴的エスニシティへと向かっているといえるのかもしれない。客家語を全く理解しない都市客家人の増加、及び台湾客家人の若年層全体において第一言語が客家語から北京語へと移行しつつある現実に直面し、彼らがアイデンティティの表現として使用する象徴的アイデンティティを積極的に承認することで、彼らを客家文化政策の対象へと取り込んでいくことが、台湾客家文化の発展に繋がると認識されるに至ったのだろう。

しかし、このような客家エスニシティのあり方は、客家運動が始まったころに想定されていた姿とは大きく異なっている。上述した「還我母語運動」(母語を還せ運動)では、基本態度として次のようなものが掲げられていた<sup>(20)</sup>。

母語は人間の生まれながらの尊厳であり、貴賤高低による分け隔てはなく、完全なる母語権を主張する目的は人間としての完全なる尊厳を守ることである。

これは客家人が母語の尊厳と言語集団の継続を守る運動であり、故にその目的は台湾社会の人間集団の分類運動ではない。

この時点において客家運動は、「客家人が母語の尊厳と言語集団の継続を守る運動」であり、それは「人間としての完全なる尊厳を守る」ために必要だったのである。それが客家基本法においては、客家語能力の有無は客家人であるかどうかに関係なく全く影響しない。客家の言語集団という側面は本来最も重要であったはずだが、既に現実とは乖離が大きくなりすぎている。言語の要素を全く考慮しない定義を採用するということは、突き詰めていうと象徴的エスニシティを積極的に承認し、言語集団としての客家の継続を断念することをも表しているのである。

ただし、現時点で客家人の定義に関して、社会的なコンセンサスが完全にできあがっているとは言い難い状況にあることも付け加えておかなければならない。議員案では客家運動において表明されたのと同じく、客家を言語集団とみなし、客家語ができるかどうかという指標を客家人の定義に含めることが主張された。主観主義をどの程度採り入れるかと

いう点に関しても、意見は一致していない。行政院案では、より主観的アイデンティティを重視した定義を採り入れていたが、過度の主観主義への疑念や憂慮も強く、その条文は修正を迫られることとなった。

また、原住民族基本法や原住民身分法における原住民の身分認定に関する規定と、客家基本法における認定方法をくらべると、両者には大きな違いがある。客家についてみたときに象徴的エスニシティを認める流れが見出せたとしても、社会経済的地位の異なる原住民族に直接それをあてはめることはできない。それはアメリカにおいても白人内部のエスニシティにしか適用できないのと同じく、台湾においても主流文化の担い手である漢人の枠に制約を受けているのである。

客家人の定義をめぐる様々な意見の不一致はみられるにせよ、全国客家人口調査や客家基本法の立法過程をみる限り、客家エスニシティに関して象徴的エスニシティの積極的承認という趨勢は確かなものになっているといえよう。上述したように、それが客家語運動で目指された言語集団の維持をある意味で断念するものだとすると、現在客家委員会が中心となって積極的に進めている客家文化政策の持つ意味は、単に客家文化を保存、発展させる政策というだけに止まらない。そもそも現代生活においては、言語を除くと、他の集団の文化と明確に区別し得る客家文化というものを提示することは困難である。客家人を広く定義し、客家語を話せない客家人の象徴的エスニシティを積極的に認めるとするならば、言語に代わる何らかの「表現的に使用される象徴」としての文化が必要となるだろう。だからこそ、客家文化政策と称して祭りや衣装など様々な形の「伝統」を発掘し保存する活動が意味を持つてくるのである。ここで見出される「伝統」こそ、都市部で生まれ育った若年層に代表される客家語を持たない／失いつつある客家人が、そのエスニシティの選択肢として活用することができる象徴的資源なのである。

客家基本法は、一方で客家人の言語集団としての存在を維持するという客家運動以来の目標を堅持しつつ、一方では象徴的エスニシティを積極的に承認するという、相反する2つの方向性を内在させることとなった。象徴的エスニシティは、客家運動が目指したものと異なるエスニシティのあり方ではあるが、客家語を理解しない客家人の増加という現実を直視するならば、それは不可避の趨勢なのである。

#### 〔註〕

- (1) 現在では、東南アジアや中国大陸からの婚姻移民や東南アジア出身の外国人労働者など新移民と呼ばれる人々が急増していることから、「四大族群」に代えて「五大族群」と称することも多くなっている。
- (2) 公的な身分登録制度が存在するのは原住民族のみであり、その他の族群については正確な人口

は不明である。2009 年末時点での原住民人口は総人口比 2.18%であり、その割合は年々増加している。行政院客家委員会の調査は主観的アイデンティティに基づく調査であり、「その他」を選択する者も多いほか、調査年によるばらつきも小さくない。同機関が 2002 年に発表した調査結果では、原住民族：1.9%、福佬人：73.3%、客家人：12.6%、外省人：8.8%、その他：3.3%、となっている。主観的アイデンティティを考慮しない推計では、黄宣範が、日本統治期に実施された戸口調査に記された祖籍に基づき、原住民族：1.7%、福佬人：73.3%、客家人：12%、外省人：13%、としている（黄宣範『語言、社会與族群意識——台湾語言社会学研究』台北：文鶴出版有限公司，1995，19-33 頁）。

- (3) 瀬川昌久『客家——華南漢族のエスニシティとその境界』風響社，1993 年，30 頁。ただし台湾客家に限定すると、行政院客家委員会が大規模な人口調査を行う以前の人口推計では、実際の話者数の調査に基づくのではなく、日本統治時代に実施された戸口調査に記載された祖籍を基に計算することが多かった。それでも、祖籍が福建省汀州の者を福佬人ではなく客家人とみなすのは紛れもなく言語を基準としているからである。
- (4) Marcus Lee Hansen, *The Problem of the Third Generation Immigrant*, Rock Island, Illinois: Augustana Historical Society, 1938. Reprinted in Edward N. Saveth, ed., *Understanding the American Past: American History and Its Interpretation*, Boston: Little, Brown, 1954, pp. 472-488.
- (5) Nathan Glazer and Daniel Patrick Moynihan, *Beyond the Melting Pot: The Negroes, Puerto Ricans, Jews, Italians, and Irish of New York City*, New York: MIT Press, 1963.
- (6) Herbert Gans, "Symbolic Ethnicity: The Future of Ethnic Groups and Cultures in America," *Ethnic and Racial Studies* 2 (January 1979), pp. 1-20.
- (7) R. Alba, *Ethnic Identity: The Transformation of White America*, New Haven: Yale University Press, 1990, pp. 29-30.
- (8) Hsin-Huang Michael Hsiao, "Civil Society and Democratization in Taiwan: 1980-2005," Hsin-Huang Michael Hsiao, ed., *Asian New Democracies: The Philippines, South Korea and Taiwan Compared*, Taipei: Taiwan Foundation for Democracy, 2006, p. 226.
- (9) 田上智宜「「客人」から客家へ——エスニック・アイデンティティの形成と変容」『日本台湾学会報』第 9 号，2007 年，169-170 頁を参照。
- (10) 徐正光・張維安「建立台湾客家知識体系」，徐正光主編『台湾客家研究概論』台北：行政院客家委員会・台湾客家研究学会，2007 年，6-7 頁。
- (11) 2008 年総統選挙における馬英九陣営のウェブ版政策白書より。  
<http://2008.ma19.net/policy4you/hakka> (2008 年 2 月 20 日取得)。
- (12) 『立法院公報』第 99 卷第 3 期，2010 年，198 頁。
- (13) 鍾国允「《客家基本法》之分析」，江明修主編『客家政治與經濟』台北：智勝文化，2010 年，58-72 頁。

- (14) 立法院議案關係文書院総第 1783 号政府提案第 11856 号, 及び, 立法院議案關係文書院総第 1783 号委員提案第 9378 号。
- (15) 施正峰『台湾客家族群政治與政策』台中: 新新台湾文化教育基金会, 2004 年, 43-46 頁。
- (16) 台湾において客家人は少数派であり, 客家人が多く居住する地域以外では客家語が地域語として用いられることはない。そのため客家人以外で客家語が話せる人は歴史的にみても, 現在でも少数である。
- (17) 立法院での審議内容に関しては, 『立法院公報』第 99 卷第 4 期, 2010 年, 305-358 頁より。
- (18) 行政院客家委員会『97 年全国客家人口基礎資料調査研究』台北: 行政院客家委員会, 2008 年, 5 頁。
- (19) もっとも, このような客観性の高い基準を設けたとしても, それによって直ちに公平性が担保されるわけではない。都市に在住し周囲の漢人と何ら変わらない生活を送っているにも拘わらず, 単に原住民の血統を有しているということによってのみ優遇措置を受けられる人がいること, また優遇措置を受けるために祖先の血統を「発見」して原住民として認定される人がいるということへの不満も存在する。実際のところ原住民人口は, ここ数年自然増が 2000 人余りなのに対して, 非自然増 (原住民身分の回復または取得) が 8000 人前後で推移している (『内政統計通報』99 年第 8 週, 2010 年)。
- (20) 『客家風雲』第 15 期, 台北: 客家風雲雜誌社, 1989 年, 57 頁。